

権利活用し得る米国特許明細書の書き方

～米国特許明細書・クレームの書き方について～

平成24年11月1日(木)～2日(金) 10:00～17:00

講師: **伊東 忠重 氏** (伊東国際特許事務所 所長・弁理士)

※伊東氏は、米国特許・エージェンツ試験に合格・登録した実務経験豊富な弁理士です。

吉田 千秋 氏 (伊東国際特許事務所 副所長・弁理士)

※吉田氏は、米国特許・エージェンツ試験に合格した実務経験豊富な弁理士です。

Sterlon R.Mason 氏 (伊東国際特許事務所 米国特許弁護士)

※Mason氏は、USPTO審査官を経験した後、米国大手特許法律事務所に勤務した実務経験豊富な米国特許弁護士です。

有馬 佑輔 氏 (IPUSA PLLC 米国特許・エージェンツ)

※有馬氏は、米国特許事務所IPUSA PLLCに勤務する実務経験豊富な米国特許・エージェンツです。

海外への特許出願が増加する中、日本企業が米国への市場拡大を目指して米国へ特許出願し最強の特許を取得することが至上命令とされています。

米国において有効かつ強力な特許権を取得するためには、権利活用を見据えた明細書を的確に作成しなければなりません。

本講座では、米国で権利行使し得る特許権を取得・活用するために必要となる米国特許明細書の書き方のコツを体系的に解説するとともに、具体的な事案を交えて実用的なアドバイスを提供します。更に、法改正に伴う実務への影響、米国代理人の賢い選択の仕方、最新判例等、実務に役立つ情報も数多く交えて講義を行います。

この機会に是非ご参加ください。

本講座は、特に企業において知的財産活動に携わる方にとって有益な講座です。

※2日目の講義では、Sterlon R.Mason氏が英語でクレームの作成方法に関する講義を行います。日本人講師による日本語解説があります。

■ 開催場所

一般社団法人発明推進協会 研修ルーム

東京都港区虎ノ門2-9-14
発明会館ビル7階

参加料

一般36,000円

会員32,000円 (消費税込)

※知的財産のスペシャリストをクリエイトする※

一般社団法人
発明推進協会

知的財産研究センター

定員
40名

■ 申込方法・お問い合わせ先

・当推進協会HP (<http://www.jiii.or.jp>) もしくは
FAXにてお申込みください。

◆検索ワード⇒

一般社団法人 発明推進協会 知的財産研究センター
研修チーム

TEL : 03 (3502) 5439

FAX : 03 (3506) 8788

E-mail : kouza-form@jiii.or.jp

10月25日以降にキャンセルされた場合、参加料は理由の如何を問わずご請求させていただきますので予めご了承下さい。